

2019年（令和元年）10月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

病院の防災、防火その他の安全管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2019年（令和元年）9月24日付けで諮問（第987号）された病院の防災、防火その他の安全管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

藤沢市民病院には35の診療科があり、2018年度における外来受診者数は、1日平均約1,380名、面会者については、1日平均400から600名おり、多数の者が来院している。

犯罪防止の観点から、院内に防犯カメラを設置しており、個人情報の目的外提供についてのガイドライン（以下「当院ガイドライン」という。）の規定に基づき、窃盗、器物損壊、放火に限り、職務執行の必要性を考慮し、情報の取扱いに十分留意したうえで、藤沢市個人情報保護制度運営審議会への諮問の手続を個々に経ることなく、目的外提供できるよう包括的な取扱いが認められている。（答申第500号、第566号、第573号、第762号及び第810号）

院内の秩序維持を図ることは、安全な医療提供体制の確立に不可欠であり、職員や来院者の安全を確保するため、当院では、暴行、傷害事案の発生が確認され

た場合、その旨を知らせる緊急放送コード（コード名：コードホワイト）を決めている。

暴行、傷害事案発生を目撃した職員は、警備室へ通報し、警備室から当該コード名による全館放送を実施し、職員に対し現場へ参集するよう呼びかける運用をしており、今年度は7月に3回、8月に1回、当該緊急放送を実施している。

暴行、傷害事案については、その発生が相次いでおり、早期解決を図ることが重要と考えるが、当院ガイドラインには、審議会を経ずに目的外の提供ができる範囲を窃盗、器物損壊、放火に限定しているため、実際に起こりうる可能性が大きい犯罪類型として、新たに暴行、傷害を加え、事件の早期解決につながる代替手段がない場合には、審議会への諮問の手続を個々に経ることなく目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略ができるものとする包括的な取扱いをすることについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、正当な請求権を有した司法警察員等により行われるものであり、当該照会の正当性及び公益性が認められる。

被害者を救済し、院内の秩序維持を図り、安全な医療提供体制を確立することは、病院の責務であると考えており、事件解決には、照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、院内で発生した暴行、傷害事案の捜査に関し、早期解決につながる代替手段がほかにない場合に限り、防犯カメラの画像データについて、審議会への諮問の手続を個々に経ることなく目的外提供ができるという包括的な取扱いをする必要があると考える。

イ 目的外の提供先

司法警察員として職務を行う者、検察官、検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ

提供にあたっては、司法警察員等による確認を経て、実施機関として必要と判断した部分のみを選択し提供することとする。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラの画像データであり、当該画像データには患者やその家族、当院の業務に関わる事業者など不特定多数の者の画像が記録されているため、人物を特定することが事実上困難であり、通知の送付先を特定できない。また、本人を特定できた場合であっても、本人通知をした場合に捜査機関の捜査に支障が生じる場合があるため、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについての包括的な取扱いをする必要があると考える。

(4) 実施時期（予定）

2019年（令和元年）10月10日

(5) 添付書類

ア 藤沢市民病院防犯カメラ運用基準

イ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン改正（案）及び新旧対照表

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり
の判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、正当な請求
権を有した司法警察員等により行われるものであり、当該照会の正当性及び公益
性が認められる。

被害者を救済し、院内の秩序維持を図り、安全な医療提供体制を確立すること
は、病院の責務であると考えており、事件解決には、照会に対する迅速な対応が
特に重要となることから、実際に起こりうる可能性が大きい犯罪類型として、当
院ガイドラインに新たに暴行、傷害を加え、院内で発生した暴行、傷害事案の捜
査に関し、早期解決につながる代替手段がほかにない場合に限り、防犯カメラの
画像データについて、審議会への諮問の手続を個々に経ることなく目的外提供が
できるという包括的な取扱いをする必要がある、とのことである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラの画像データであり、当該画像デー
タには患者やその家族、当院の業務に関わる事業者など不特定多数の者の画像が
記録されているため、人物を特定することが事実上困難であり、通知の送付先を
特定できない。また、本人を特定できた場合であっても、本人通知をした場合に
捜査機関の捜査に支障が生じる場合があるため、個人情報を目的外に提供するこ
とに伴う本人通知を省略することについての包括的な取扱いをする必要がある、
とのことである。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する
合理的理由があると認められる。

(3) 条件

個人情報の目的外提供についてのガイドラインに「暴行」及び「傷害」の犯罪
類型を加え、運用し、提供実績がほとんどないようであれば、包括的な取扱いに
ついての必要性を再度検討すること、及び同ガイドラインの規定に基づき、運用
実績について、年1回審議会へ報告する際に、その検討内容について報告するこ
とを条件とする。

以 上